

Ⅱ 用語について

このマニュアルで使用している用語の意味や内容は次のとおりです。

(1) 緑化

本マニュアルでいう緑化とは、地面や人工的に造った植栽基盤等を樹木や芝その他の地被植物、草花などで覆うことをいいます。

(2) 緑化施設

緑化施設とは、植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあっては、容量 100 リットル以上のものに限る。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る）をいい、建築物の内部空間に設けられたアトリウムなどは含みません。

(3) 緑化面積

緑化面積とは、緑化施設面積をいい、本マニュアルの「Ⅳの4 緑化面積の算出方法」に基づき算出した面積の合計をいいます。

(4) 建築物、建築面積

建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。また、建築面積の算定方法は建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるところによります。

(5) 敷地、敷地面積

敷地は、建築基準法施行令第1条第1号に規定するものであって、当該建築物と一体として利用されるものを含みます。また、敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところによります。

(6) 床面積

床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいいます。

(7) 建ぺい率

建ぺい率は、建築基準法その他の法令の規定に基づき定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合です。本制度の基準面積の算出で用いる場合は、当該施設において許容される上限を用いてください。

(8) 新築

建築物を新たに建てることをいいます。

(9) 改築

建築物の性能、機能面での改善を目的として建築物の全部若しくは一部を除去し、または建築物の全部若しくは一部が災害によって滅失した後、引き続き同一敷地内において位置、用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物又はその部分を造ることをいいます。

(10) 増築

建築物の同一棟、別棟を問わず床面積を増やすことをいいます。本制度では、増築後の建築物の床面積の合計が、増築前の床面積の合計の 1.2 倍を超えないものは対象から除きます。

なお、増築前の床面積は増築後の床面積の合計から増築部分の床面積の合計を除いた面積をいいます。

(11) 増築面積

増築面積は、増築部分の建築面積をいいます。

(12) 樹木

樹木は、地上部の一部が木質化している植物をいい、タケ類を含みます。ただし、ツタなどのつる植物は緑化面積算定上、地被植物として扱います。

(13) 地被植物

地被植物は、地表を低く覆う植物であり、芝草類、笹類、つる植物、草本類などをいいます。

(14) 棚物

棚物はフジ棚、ブドウ棚など棚状に植物を仕立てるものをいい、アーチ状のものなども含みます。

(15) 植栽基盤、可動式植栽基盤

樹木や地被植物などの植物が生育するための土壌、人工培養土等で表面が覆われているものをいいます。

可動式植栽基盤は、プランターやコンテナなどの容器に土壌などを入れて移動が可能な植栽基盤としたものですが、緑化面積の算出に当たっては、容量が 100 リットル以上のものを対象とします。

(16) 補助資材

壁面緑化において、ツタなどのつる植物を誘導するために建築物等に直接固定する専用ワイヤーやフェンスなどをいいます。

(17) 樹冠

樹冠とは、樹木の上部についている枝と葉の集まりをいいます。